

令和2年5月分以降の トワイライトルーム利用料について

政府から4月7日に出された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が、本県については、解除されました。

これに伴い、先月にお知らせさせていただきました、令和2年度の利用料に関する特例については、5月末をもって終了させていただきますので、お知らせします。

選択事業の登録の取消しに関する取扱いについて

《5月利用分》

5月分の選択事業時間帯（＝17：00以降）の利用実績がない場合、5月31日までに、ルームに取消届を提出又は電話で取消しの意思表示をしていただいた場合に限り、**利用料はかかりません。**

《6月利用分》

選択事業時間帯（＝17：00以降）の利用予定がない場合、5月31日までに、ルームに取消届を提出又は電話で取消しの意思表示をしていただいた場合に限り、**利用料はかかりません。**

《7月以降利用分》

原則どおり（＝原則として、前月25日までにルームに取消届を提出していただいた場合に限り、**利用料はかかりません。**）

- 一旦選択事業の登録を取り消した後、再登録をする場合は、当初の登録内容から変更のない場合に限り、トワイライトルームに連絡をしていただくだけで、再登録の申請を現在受理しております。この取扱いは、今後も継続いたします。
- 当該月分の選択事業登録を取り消すと、再登録の申請がない限り、翌月分以降の利用料もかかりません。

選択事業利用料の特例に関する取扱いについて

《5月利用分》

5月分の選択事業時間帯（＝17：00以降）の利用実績がある場合、「トワイライトルーム選択事業利用実績申告書」（※）を6月15日までにルームに提出すれば、利用料金の特例措置を適用します（利用実績がない場合は、当月末までに登録を取り消さないと料金がかかりますので、ご注意ください）。

（※4月に送付させていただいたものをコピーしてお使い下さい。本市HP上からダウンロードすることもできます。アドレスは、下記のアドレスになります。）

<http://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/cmsfiles/contents/0000126/126475/2reportofsesult.pdf>

《6月以降利用分》

特例措置は廃止

➤4月分、5月分について、利用登録を取り消したことで利用料が発生しなくなったにもかかわらず納付書や口座振替で利用料のお支払をいただいた方につきましては、今後、6月分以降の利用料への充当又は還付をさせていただきます（還付の場合には、通知書を送付します）。